2　代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
3　代表者会議は、役員又は職員の行為が法若しくは法に基づく命令又はこの定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。
（代表者会議の議長）
第９条　代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　代表者会議は、議長が招集する。
3　議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
4　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。
（代表者会議の定足数及び議決方法）
第10条　代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
2　代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。
3　やむを得ない理由により代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員（第７条第２項第１号に掲げる委員にあっては、他の出席委員、当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長又は当該全国的連合組織の職員）を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前２項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。
4　議長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を決め、委員現在数の過半数の同意をもって代表者会議の議決に代えることができる。
（会議規則）
第11条　代表者会議は、会議規則を定めなければならない。

第４章　役員及び職員

（役員）
第12条　機構に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事７人以内及び監事２人以内を置く。
（役員の職務及び権限）
第13条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3　理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
4　監事は、機構の業務を監査する。
5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。
6　理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。
（役員の任命）
第14条　理事長及び監事は、代表者会議が任命する。
2　副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
3　代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出るものとする。
（役員の任期）
第15条　理事長及び副理事長の任期は、３年とし、理事及び監事の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　役員は、再任されることができる。
（役員の欠格条項）
第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
⑴　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
⑵　代表者会議の委員
（役員の解任）
第17条　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任するものとする。
2　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。
⑴　法若しくは法に基づく命令又はこの定款に違反したとき。
⑵　刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。
⑶　破産手続開始の決定を受けたとき。
⑷　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
3　理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得るものとする。
4　代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るものとする。
（役員の兼職禁止）
第18条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。
（代表者の行為についての損害賠償責任）
第19条　機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
（代表権の制限）
第20条　機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。
（職員の任命）
第21条　機構の職員は、理事長が任命する。

第５章　業務及びその執行

（業務の範囲）
第22条　機構は、第１条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
⑴　住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務
⑵　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務
⑶　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により処理することとされている事務
⑷　総合行政ネットワーク（地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする行政専用のネットワークをいう。）の運営
⑸　地方公共団体の情報システムの開発及び運用
⑹　地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修
⑺　地方公共団体の情報システムに関する調査研究
⑻　地方公共団体の情報システムに関する事務の受託
⑼　地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援
⑽　前各号に掲げる業務に附帯する業務
（業務方法書）
第23条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。
2　機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表するものとする。
（業務の執行）
第24条　機構の業務は、前条第１項の業務方法書に基づき執行するものとする。

第６章　委員会

（経営審議委員会の設置等）
第25条　機構に、経営審議委員会を置く。
2　経営審議委員会の委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
3　委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
4　委員の定数は、６人とする。
5　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（経営審議委員会の権限等）
第26条　理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴くものとする。
⑴　業務方法書の作成又は変更
⑵　予算及び事業計画の作成又は変更
⑶　決算
⑷　その他代表者会議が特に必要と認めた事項
2　理事長は、第８条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第１号から第３号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告するものとする。